

目次

第1章	1
総則	1
第1条. 調整範囲	1
第2条. 汚職行為	2
第3条. 語句の解釈	3
第4条. 汚職防止における機関・組織・部門、国家以外の区域の企業・組織の責任	5
第5条. 汚職防止における公民の権利及び義務	6
第6条. 汚職防止に関する宣伝、普及、教育	6
第7条. 汚職防止活動の監察	7
第8条. 厳禁行為	7
第2章	8
機関・組織・部門における汚職の防止	8
第1節. 機関・組織・部門の組織化及び活動についての公開、透明化	8
第9条. 公開、透明化の原則	8
第10条. 公開、透明化の内容	8
第11条. 公開の形式	9
第12条. 公開、透明化を実施する責任	10
第13条. 記者会見、発言及び報道への情報提供	10
第14条. 情報提供を要求する権利	11
第15条. 説明責任	11

第 16 条. 汚職防止活動に関する報告、報告の公開	12
第 17 条. 汚職防止活動の評価基準	13
第 2 節. 機関・組織・部門における限度・標準・制度の設立及び実施	13
第 18 条. 限度・標準・制度の設立、発行及び実施	13
第 19 条. 限度・標準・制度に関する法令違反の検査、監査及び処理	14
第 3 節. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の行動規範の実施	15
第 20 条. 職務・権限を有する者の行動規範	15
第 21 条. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の行動規範の発行管轄 ...	16
第 22 条. 贈与及び受贈	17
第 23 条. 利益相反の管理	17
第 4 節. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の職位の異動	18
第 24 条. 職位の異動の原則	18
第 25 条. 職位及び定期異動の期間	19
第 26 条. 職位の異動の計画	19
第 5 節. 行政改革、管理における科学技術の応用及びキャッシュレス決済	20
第 27 条. 行政改革	20
第 28 条. 管理における科学技術の応用	20
第 29 条. キャッシュレス決済	20
第 6 節. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の財産・収入の監視	21
第 1 款. 財産・収入の監視における機関・組織・部門・個人の管轄、責任	21
第 30 条. 財産・収入の監視機関	21

第 31 条. 財産・収入監視機関の任務・権限	22
第 32 条. 財産・収入の監視における関連する機関・組織・部門・個人の責任.....	23
第 2 款. 財産・収入の開示	24
第 33 条. 財産・収入の開示義務	24
第 34 条. 財産・収入の開示義務を有する者	24
第 35 条. 開示しなければならない財産・収入.....	25
第 36 条. 財産・収入の開示の方式及び時点	25
第 37 条. 財産・収入の開示の組織化.....	26
第 38 条. 財産・収入の開示書類の受領、管理、引渡し	27
第 39 条. 財産・収入の開示書類の公開	27
第 40 条. 財産・収入の変動の追跡	28
第 3 款. 財産・収入の検証	28
第 41 条. 財産・収入の検証根拠.....	28
第 42 条. 財産・収入検証の要求、建議の管轄.....	29
第 43 条. 財産・収入の検証内容	30
第 44 条. 財産・収入の検証手順	30
第 45 条. 財産・収入検証決定.....	31
第 46 条. 財産・収入検証班	32
第 47 条. 財産・収入の被検証者の権利及び義務	33
第 48 条. 財産・収入の検証結果の報告	34
第 49 条. 財産・収入の検証結論	34

第 50 条. 財産・収入の検証結論の公開	35
第 51 条. 忠実ではない財産・収入の開示、増加財産・収入の源の説明行為の処理 ...	35
第 4 款. 財産・収入の監視に関する国家データベース	36
第 52 条. 財産・収入の監視に関する国家データベース	36
第 53 条. 財産・収入の監視に関する国家データベースの設置、管理の責任	36
第 54 条. 財産・収入の監視に関する国家データベースの保護、保存、活用、情報提供	37
第 3 章	38
機関・組織・部門における汚職の発見.....	38
第 1 節. 機関・組織・部門における検査及び自己検査.....	38
第 55 条. 国家管理機関の検査任務	38
第 56 条. 機関・組織・部門の自己検査任務	38
第 57 条. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所における反 汚職.....	38
第 58 条. 検査の形式.....	39
第 2 節. 監察、監査、会計検査の活動を通じた汚職の発見.....	39
第 59 条. 民選機関・民選議員.....	39
第 60 条. 監査、会計検査の活動を通じた汚職の発見.....	40
第 61 条. 汚職の兆候を有する事案の監査、会計検査における監査機関、国家会計検査 院の管轄.....	40
第 62 条. 監査、会計検査の活動において発見した汚職の兆候を有する事案の処理の責 任.....	41

第 63 条. 汚職の兆候を有する事案の監査結論、会計検査報告の公開.....	42
第 64 条. 監査、会計検査の活動における違反の処理.....	42
第 3 節. 汚職行為に関する苦情、告発、報告.....	43
第 65 条. 汚職行為に関する苦情・告発及びその処理.....	43
第 66 条. 汚職行為に関する報告及びその処理.....	43
第 67 条. 汚職行為に関する苦情を申し立て、告発し、報告する者の保護.....	43
第 68 条. 汚職行為に関する苦情を申し立て、告発し、報告する者の褒賞.....	44
第 69 条. 汚職行為に関する苦情を申し立て、告発し、報告する者の責任.....	44
第 4 章.....	44
汚職防止における機関・組織・部門の長の責任制度.....	44
第 70 条. 汚職防止における機関・組織・部門の長の責任.....	44
第 71 条. 任務の暫定中止、他の職位への暫定異動の措置の適用における機関・組織・ 部門の長の責任.....	44
第 72 条. 自分が管理、担当する機関・組織・部門において汚職を生じさせたときの機 関・組織・部門の長、副長の責任.....	45
第 73 条. 自分が管理、担当する機関・組織・部門において汚職を生じさせたときの機 関・組織・部門の長、副長の責任の処理.....	46
第 5 章.....	47
汚職防止における社会の責任.....	47
第 74 条. ベトナム祖国戦線及び戦線の構成組織の責任.....	47
第 75 条. 報道機関、記者の責任.....	48

第 76 条. 企業、企業協会、業界・専門職協会の責任	48
第 77 条. 公民、人民監査委員会、人民の投資監察委員会の責任	49
第 6 章	49
国家以外の区域の企業・組織における汚職防止	49
第 1 節. 健全で汚職のない企業文化の構築	49
第 78 条. 職業道德規範、企業道德規範	49
第 79 条. 汚職予防のための行動規範、内部統制メカニズムの構築	49
第 2 節. 国家以外の区域の企業・組織に対する汚職防止法の適用	50
第 80 条. 国家以外の区域の企業・組織における汚職防止措置の適用	50
第 81 条. 国家以外の区域の企業・組織に対する汚職防止に関する法令の実施の監査	50
第 82 条. 国家以外の区域の企業・組織における汚職の発見	51
第 7 章	51
汚職防止における国家機関の責任	51
第 83 条. 反汚職に関して専門に責任を有する部門	51
第 84 条. 政府、省、省同格機関の責任	52
第 85 条. 各級の人民委員会の責任	53
第 86 条. 最高人民検察院、最高人民裁判所の責任	53
第 87 条. 国家会計検査院の責任	53
第 88 条. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所及び他の機 関・組織・部門の連携責任	54
第 8 章	54

汚職防止に関する国際協力	54
第 89 条. 国際協力に関する総則	54
第 90 条. 国際協力実施の責任.....	54
第 91 条. 汚職財産の回収に関する国際協力	55
第 9 章	55
汚職及び汚職防止に関する法令に違反する他の行為の処理.....	55
第 1 節. 汚職の処理	55
第 92 条. 汚職行為のある者の処理	55
第 93 条. 汚職財産の処理.....	56
第 2 節. 汚職防止に関する法令に違反する他の行為の処理	56
第 94 条. 機関・組織・部門における汚職防止に関する法令に違反する他の行為の処理	56
第 95 条. 国家以外の区域の企業・組織における汚職防止に関する法令に違反する他の 行為の処理	57
第 10 章	58
施行条項	58
第 96 条. 施行効力	58

国会

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

法律第 36/2018/QH14 号

ハノイ、2018 年 11 月 20 日

汚職防止法¹

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づいて；

国会は汚職防止法を発行する。

第 1 章

総則

第 1 条. 調整範囲

この法律は、汚職の予防²、発見；汚職及び汚職防止に関する法令³に違反するその他の行為の処理⁴について規定する。

¹ 越語は「LUẬT PHÒNG, CHỐNG THAM NHŨNG」、直訳すると「防止及び反汚職法」である。便宜上、以下では「phòng, chống tham nhũng」を単に「汚職防止」と訳す。なお、本稿は 2024 年 3 月 18 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する組織はいっさいの責任を負わない。

² phòng ngừa

³ pháp luật

⁴ xử lý

第2条. 汚職行為

1. 国家区域⁵の機関・組織・部門⁶における職務・権限を有する者によって行われる国家区域における汚職行為は、以下を含む：

a) 財産の横領；

b) 収賄；

c) 職務・権限を濫用し、財産を占奪する；

d) 利得⁷のために、任務・公務の施行の際に、職務・権限を利用する；

d) 利得のために、任務・公務の施行の際に、権利を濫用する；

e) 利益を図る⁸ために、職務・権限を利用して他人に影響を及ぼす；

g) 利得のための仕事⁹における偽造；

h) 利得のために行う、機関・組織・部門又は地方の業務¹⁰を処理する¹¹ための贈賄・賄賂の斡旋；

i) 利得のために、職務・権限を利用し、公共財産を違法に使用する；

k) 利得のために行う嫌がらせ；

l) 利得のために、任務・公務を実施¹²しない、正しく又は十分に実施しない；

⁵ khu vực nhà nước

⁶ đơn vị

⁷ vụ lợi

⁸ trục lợi

⁹ công tác

¹⁰ công việc

¹¹ giải quyết

m) 利得のために、法令違反行為を行った者をかばうために職務・権限を利用する；利得のために、監察、検査、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決施行¹³の活動¹⁴を妨害し、法令に違反して干渉する。

2. 国家以外の区域の企業・組織¹⁵における職務・権限を有する者によって行われる国家以外の区域¹⁶における汚職行為は、以下を含む：

a) 財産の横領；

b) 収賄；

c) 利得のために行う、所属する企業・組織の業務を処理するための贈賄・賄賂の斡旋。

第3条. 語句の解釈

この法律において、以下の用語は次のとおり解される：

1. 汚職¹⁷とは、職務・権限を有する者が利得のためにその職務・権限を利用する行為である。

2. 職務・権限を有する者¹⁸とは、任命、選挙¹⁹、採用、契約又はその他の形式により、有給か無給にかかわらず、一定の任務・公務の実施を委ねられ、当該任務・公務を実施する際に一定の権限を有する者であり、以下の者を含む：

a) 幹部、公務員、職員²⁰；

¹² thực hiện

¹³ giám sát, kiểm tra, thanh tra, kiểm toán, điều tra, truy tố, xét xử, thi hành án

¹⁴ việc

¹⁵ doanh nghiệp, tổ chức khu vực ngoài nhà nước

¹⁶ khu vực ngoài nhà nước

¹⁷ tham nhũng

¹⁸ người có chức vụ, quyền hạn

¹⁹ bầu cử

b) 人民軍隊に所属する機関・部門の中の士官、職業軍人、工場労働者²¹、国防職員；人民公安に所属する機関・部門の中の職業士官・下士官、技術専門士官・下士官、公安の工場労働者；

c) 企業における国家持分の代表者；

d) 企業・組織内で管理の職名・職務を有する者；

d) 任務・公務の実施を委ねられ、当該任務・公務を実施する際に一定の権限を有するその他の者。

3. 汚職財産²²とは、汚職から得られた財産、汚職に源を有する財産である。

4. 機関・組織・部門の組織化²³及び活動の公開、透明化²⁴とは、機関・組織・部門の機構組織、任務・権限の実施及び任務・権限の実施の際の責任に関する発表、情報提供及び説明である。

5. 説明責任²⁵とは、管轄²⁶を有する機関・組織・部門・個人が委ねられた任務・公務の実施の際に、自らの決定・行為について情報を明らかにし、適時かつ十分に説明することである。

6. 嫌がらせ²⁷とは、任務・公務の実施の際における職務・権限を有する者の横柄、傲慢で、要求し、困難を生じさせ、迷惑をかける行為である。

7. 利得²⁸とは、職務・権限を有する者が不正な物質的利益又は非物質的利益を得るために、職務・権限を利用することである。

²⁰ cán bộ, công chức, viên chức

²¹ công nhân

²² tài sản tham nhũng

²³ tổ chức。同一の語で、「組織」（名詞）、「組織する」（動詞）、「組織化」（動名詞）の意味があり得る。

²⁴ công khai, minh bạch。「minh bạch」は文脈によって「透明化」と訳す。

²⁵ trách nhiệm giải trình

²⁶ thẩm quyền

²⁷ những nhiễu

8. 利益相反²⁹とは、職務・権限を有する者又はそれらの親戚³⁰の利益が任務・公務の実施に対して不当に作用する又は作用するおそれがある状況である。

9. 国家区域の機関・組織・部門（以下「機関・組織・部門」という）は、国家機関、政治組織、政治－社会組織、人民武装勢力部門³¹、公立事業部門³²、国営企業、及び、国家と社会の公的・不可欠な発展の需要に奉仕するために国家が設立し、物質的基礎に投資し、活動経費の全部又は一部を発給し、国家が直接管理し又は管理に参加するその他の組織・部門を含む。

10. 国家以外の区域の企業・組織は、本条 9 項に該当しない企業・組織である。

第 4 条. 汚職防止における機関・組織・部門、国家以外の区域の企業・組織の責任

1. 機関・組織・部門は、自己の任務・権限の範囲において以下の責任を有する：

a) 汚職を予防する措置を実施し；自己の機関・組織・部門における汚職を管轄に従って適時に発見・処理し又は管轄を有する国家機関にその処理を建議し；汚職防止に関する法令の他の規定を実施する；

b) 汚職行為に関する苦情を申し立て³³、報告し³⁴、告発し³⁵、通報し³⁶、情報提供をする³⁷者の権利及び合法的な利益を保護する；

c) 汚職行為に関する苦情・報告・告発・通報³⁸を受領し、迅速に処理する；

²⁸ vụ lợi

²⁹ xung đột lợi ích 【衝突・利益】

³⁰ thân thích

³¹ đơn vị vũ trang nhân dân

³² đơn vị sự nghiệp công lập

³³ phản ánh 【反映】

³⁴ báo cáo

³⁵ tố cáo, tố giác 【訴告、訴覚】。従来、「告訴・告発」と訳されることがあったが、日本の「告訴」とは異なるため、便宜上、両方で「告発」と訳している。

³⁶ báo tin

³⁷ cung cấp thông tin

d) 汚職の発見・処理の過程において適時に情報を提供し、管轄を有する機関・組織・部門・個人の要求を実施する。

2. 国家以外の区域の企業・組織は以下の責任を有する：

a) 法令の規定及び企業・組織の規約・規程・規定に基づいて、汚職を予防する措置を実施し；自己の企業・組織で発生した汚職を防止³⁹・処理するために、適時に発見し、管轄を有する国家機関に苦情を申し立て⁴⁰、連携⁴¹する；

b) 汚職を防止し、処理するために、管轄を有する国家機関に対し、職務・権限を有する者の汚職行為について適時に情報を提供し、連携する。

第5条. 汚職防止における公民⁴²の権利及び義務

1. 公民は、汚職行為を発見し、苦情を申し立て、告発し、通報する権利を有し、法令の規定に基づいて保護、褒賞⁴³される；国家機関に汚職防止の法令の完備について建議し、汚職防止の法令の実施を監察する権利を有する。

2. 公民は、汚職防止を管轄する機関・組織・個人と協力し、支援する義務を有する。

第6条. 汚職防止に関する宣伝、普及、教育

1. 情報通信機関及び他の機関・組織・部門は、自己の任務・権限の範囲において公民及び職務・権限を有する者の知識を向上させるために、汚職防止について宣伝、普及、教育を行う責任を有する。

³⁸ tin báo

³⁹ ngăn chặn

⁴⁰ 前出の「phản ánh」。以下、訳語の統一を優先した。

⁴¹ phối hợp

⁴² công dân

⁴³ khen thưởng

2. 教育・研修・養成機関⁴⁴は、汚職防止のために法令の規定に基づいて、高校生・大学生・学院生及び職務・権限を有する者の教育・研修・養成プログラムに人格・道徳・生活様式の教育の内容を取り入れる責任を有する。

第7条. 汚職防止活動の監察

1. 国会、国会常務委員会は、全国の範囲における汚職防止活動を監察する。
2. 民族評議会、国会の委員会は、自己の任務・権限の範囲において担当の領域における汚職防止活動を監察する。
3. 国会の司法委員会は、自己の任務・権限の範囲において汚職の発見及び処理を監察する。
4. 国会議員団、国会議員は、自己の任務・権限の範囲において汚職防止活動を監察する。
5. 人民評議会、人民常任評議会、人民評議会の委員会、人民評議会議員班、人民評議会議員は、自己の任務・権限の範囲において地方における汚職防止活動を監察する。

第8条. 厳禁行為

1. 本法第2条において規定された汚職行為。
2. 汚職行為に関して苦情を申し立て、報告し、告発し、通報し、情報提供をする者に対する脅迫、報復、抑圧⁴⁵、情報漏えい。
3. 他の機関・組織・部門・個人を中傷するための、汚職行為に関する苦情・報告・告発・通報・情報提供の利用。

⁴⁴ cơ sở

⁴⁵ trù dập

4. 汚職行為の隠匿；汚職の発見・処理に対する法令に反する妨害・干渉及び本法第9章第2節に規定される汚職防止に関する法令に違反するその他の行為。

第2章

機関・組織・部門における汚職の防止

第1節. 機関・組織・部門の組織化及び活動についての公開、透明化

第9条. 公開、透明化の原則

1. 機関・組織・部門は、国家秘密、企業秘密及び法令の規定に基づく他の内容を除き、自己の機関・組織・部門の組織化・活動に関する情報を公開、透明化しなければならない。。
2. 公開、透明化は、正確、明確、十分、適時に行い、管轄を有する機関・組織・部門が規定した手順・手続に従い、法令の規定に適合することを確保しなければならない。

第10条. 公開、透明化の内容

1. 機関・組織・部門は、法令の規定に基づいて以下の内容を公開、透明化しなければならない：
 - a) 幹部・公務員・職員；労働者⁴⁶；武装勢力⁴⁷の幹部・軍人及び公民の権利、合法的な利益に関する内容を有する政策、法令の実施；
 - b) 公的財政、公共財産又は他の合法的な源から集められた経費の配置⁴⁸、管理・使用；
 - c) 機関・組織・部門の組織・幹部任務⁴⁹；職務・権限を有する者の行動規範⁵⁰；

⁴⁶ người lao động

⁴⁷ lực lượng vũ trang

⁴⁸ bố trí

⁴⁹ công tác tổ chức cán bộ

⁵⁰ quy tắc ứng xử

d) 本項 a、b 及び c 号で定めた場合に属さないが、法令の規定に基づいて公開、透明化しなければならない政策、法令の実施。

2. 他の機関・組織・部門・個人の業務を直接処理する機関・組織・部門は、本条第 1 項に定めた公開、透明化の内容のほか、行政手続についても公開、透明化しなければならない。

第 11 条. 公開の形式

1. 公開の形式は、以下を含む：

a) 機関・組織・部門の会議で公布する；

b) 機関・組織・部門の本部で掲示する；

c) 関連する機関・組織・部門・個人に書面で通知する；

d) 印刷物を発行する；

d) マスメディアで通知する；

e) ポータルサイト、ウェブページに掲載する；

g) 記者会見を開催する；

h) 機関・組織・部門・個人の要求に従って情報を提供する。

2. 他の法律が公開の形式について規定していない場合、機関・組織・部門の長⁵¹は本条第 1 項の b、c、d、d、e 及び g 号で規定する一つ以上の公開の形式を実施しなければならない。機関・組織・部門の長は、本条第 1 項 a 及び h 号で規定する公開の形式を追加で実施することができる。

第 12 条. 公開、透明化を実施する責任

1. 機関・組織・部門の長は、本法及び他の関連法令の規定に基づいて自己の機関・組織・部門の組織化及び活動について、公開、透明化の実施を組織化する責任を有する。

2. 機関・組織・部門の長は、公開、透明化を実施する管理権限に属する機関・組織・部門・個人に対して指導、検査、督促及び案内を行う責任を有する；公開、透明化に関する法令違反行為を発見した場合、管轄に従って処理し又は法令の規定に基づいて権限を有する者に建議しなければならない。

第 13 条. 記者会見、発言及び報道への情報提供

1. 機関・組織・部門は、報道に関する法令の規定に基づいて自己の機関・組織・部門の組織化及び活動、汚職防止の活動及び汚職事案・事件⁵²の処理に関する定期又は臨時の記者会見、発言及び報道への情報提供を行う責任を有する。

2. 機関・組織・部門は、報道に関する法令に他の規定がある場合を除き、社会世論が関心を有する自己の機関・組織・部門の組織化及び活動に関する事案について臨時の記者会見、発言及び報道への情報提供を行わなければならない。

⁵¹ người đứng đầu

⁵² vụ việc, vụ án

第 14 条. 情報提供を要求する権利

1. 国家機関、政治組織、政治－社会組織、報道機関は、自己の任務・権限の範囲において、法令の規定に基づいて当該機関・組織・部門の組織化及び活動に関する情報提供の責任を有する機関・組織・部門に対して情報提供を要求する権利を有する。

要求を受けた日から 10 日以内に、要求された機関・組織・部門は、情報を提供しなければならない。但し、その情報の内容がマスメディアで公開された場合、印刷物によって発行された場合又は掲示によって公開された場合を除く；提供しない場合又はまだ提供できていない場合には、要求した機関・組織に書面で回答し、理由を明らかにしなければならない。

2. 公民は、情報アクセスに関する法令の規定に基づいて国家機関に対して情報提供を要求する権利を有する。

3. 機関・組織・部門による自己の機関・組織・部門で活動・勤務する幹部・公務員・職員・労働者・武装勢力の幹部・軍人への情報提供は、基礎における民主の実施に関する法令⁵³及び関連法令の規定に基づいて実施される。

第 15 条. 説明責任

1. 機関・組織・部門・個人は、委ねられた任務・公務の実施における決定・行為について、その決定・行為によって直接の作用を受ける機関・組織・部門・個人の要求があるときに説明する責任を有する。説明責任を実施する者は、機関・組織・部門の長又は説明責任を実施するために合法的に割り当てられた者、委任された者である。

⁵³ pháp luật về thực hiện dân chủ ở cơ sở

2. 報道機関が法令違反の情報を掲載し、委ねられた任務・公務の実施に関する問題を回答するよう要求する場合、管轄の機関・組織・部門・個人は、法令の規定に基づいて説明し、報道において説明の内容を公開しなければならない。
3. 監察の管轄を有する機関又は他の管轄を有する機関・組織・部門・個人の要求がある際の説明は、関連法令の規定に基づいて実施される。
4. 政府は、本条第1項の詳細を規定する。

第16条. 汚職防止活動に関する報告、報告の公開

1. 毎年、政府は、国会に全国の範囲における汚職防止活動について報告する責任を有する；各級の人民委員会は、同級の人民評議会に地方における汚職防止活動について報告する責任を有する。
2. 最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院⁵⁴は、全国の範囲における汚職防止活動に関する報告書の作成について政府と連携する責任を有する。
3. 省級の人民裁判所、県級の人民裁判所、省級の人民検察院、県級の人民検察院は、地方の汚職防止活動に関する報告書の作成について同級の人民委員会と連携する責任を有する。
4. 汚職防止活動に関する報告書には、以下の内容を含む：
 - a) 汚職状況の評価；
 - b) 汚職の予防・発見・処理の措置を実施した結果、汚職財産の回収及び汚職防止の国家管理活動における他の内容；
 - c) 汚職防止活動の評価及び方針、解決策、建議。

⁵⁴ Kiểm toán nhà nước

5. 汚職防止に関する報告書は、国家機関のポータルサイト、ウェブページ又はマスメディアで公開されなければならない。

第 17 条. 汚職防止活動の評価基準⁵⁵

1. 汚職防止活動の評価は、以下の基準に基づいて実施される：

- a) 汚職事案・事件の件数、性質及び程度；
- b) 汚職防止に関する政策、法令の策定及び完備；
- c) 汚職を予防する措置の実施；
- d) 汚職の発見及び処理；
- d) 汚職財産の回収。

2. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 2 節. 機関・組織・部門における限度⁵⁶・標準⁵⁷・制度⁵⁸の設立及び実施

第 18 条. 限度・標準・制度の設立、発行及び実施

1. 国家機関は、自己の任務・権限の範囲において以下の責任を有する：

- a) 限度・標準・制度の設立、発行；
- b) 限度・標準・制度に関する規定の公開；
- c) 限度・標準・制度に関する規定の実施及び実施結果の公開。

⁵⁵ tiêu chí

⁵⁶ định mức 【定・目】

⁵⁷ tiêu chuẩn 【標準】

⁵⁸ chế độ 【制度】

2. 政治組織、政治－社会組織、公立事業部門及び公的財政を使用するその他の組織・部門は、本条第1項の規定に基づいて自己の組織・部門で適用される限度・標準・制度についてその適用を案内し又は管轄を有する国家機関と連携し、限度・標準・制度を設立、発行、公開し、その限度・標準・制度に関する規定の実施及び実施結果の公開を行う。

3. 機関・組織・部門は、法令に反する限度・標準・制度を発行してはならない。

第19条. 限度・標準・制度に関する法令違反の検査、監査及び処理

1. 機関・組織・部門は、自己の任務・権限の範囲において、限度・標準・制度に関する規定の執行⁵⁹を検査、監査し、違反行為のある者を適時に処理する。

2. 限度・標準・制度に関する規定の違反行為のある者は、本法第94条の規定に基づいて処理されなければならない、以下の賠償⁶⁰責任を有する：

a) 限度・標準・制度に関する規定を違法に使用させた者は、規定を違法に使用させた分の価値を返還し、損害を賠償しなければならない；限度・標準・制度に関する規定を違法に使用した者は、限度・標準・制度に関する規定を違法に使用させた者と賠償連帯責任を有する。

b) 限度・標準・制度に関する規定を自ら違法に使用した者は、規定を違法に使用した分の価値を返還し、損害を賠償しなければならない。

⁵⁹ chấp hành

⁶⁰ bồi thường

第3節. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の行動規範の実施

第20条. 職務・権限を有する者の行動規範

1. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者は、任務・公務を行う際及び社会関係において、公務の廉潔・責任・道徳を守るために、法令及び特殊な職業に適合するように、しなければならないこと又はしてはならないことの行動基準⁶¹を含む行動規範を実施しなければならない。

2. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者は、以下の行動をしてはならない：

a) 業務の処理における嫌がらせ；

b) 法律に他の規定がある場合を除き、私人企業、有限責任会社、株式会社、合名会社、協同組合⁶²を設立し、管理・運営に参加する；

c) 国家秘密、処理の管轄に属する又は処理に参加する仕事・業務の秘密に関する業務について、国内外の企業、組織、その他の個人に助言する；

d) 政府の規定に基づく一定期間に管理責任を有した領域に属する私人企業、有限責任会社、株式会社、合名会社、協同組合を設立し、管理・運営の職名・職務を持つ；

d) 機関・組織・部門の情報を違法に使用する；

e) 幹部・公務員法⁶³、職員法⁶⁴、企業法⁶⁵及び他の関連法律の規定に基づき、職務・権限を有する者がしてはならないその他のこと。

⁶¹ chuẩn mực xử sự

⁶² doanh nghiệp tư nhân, công ty trách nhiệm hữu hạn, công ty cổ phần, công ty hợp danh, hợp tác xã

⁶³ Luật Cán bộ, công chức

⁶⁴ Luật Viên chức

⁶⁵ Luật Doanh nghiệp

3. 機関・組織・部門の長、副長⁶⁶は、自己の配偶者、父親、母親、子ども、実兄弟・姉妹にその機関・組織・部門における組織人事、会計の管理職務を与え、会計責任者、倉庫管理人をさせ又はその機関・組織・部門のために取引、物品売買、サービスの契約を締結させてはならない。

4. 国家機関の長、副長は、自らが国家管理を直接に行う分野・職業において活動する企業に出資し又は自らが国家管理を直接に行う分野・職業において配偶者、父親、母親、子どもに経営させてはならない。

5. 国営企業における取締役、社員総会の社員、会社の会長、総社長、副総社長、社長、副社長、会計部門の長及びその他管理の職名・職務を有する者は、配偶者、父親、母親、子ども、実兄弟・姉妹が所有する企業と契約を締結してはならない；配偶者、父親、母親、子ども、実兄弟・姉妹が所有する企業に自己の企業の入札に参加させ；配偶者、父親、母親、子ども、実兄弟・姉妹にその機関・組織・部門における組織人事、会計の管理職務を与え、会計責任者、倉庫管理人をさせ又はその機関・組織・部門のために取引、物品売買、サービスの契約を締結させてはならない。

第 21 条. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の行動規範の発行管轄

1. 大臣、省同格機関の長官、政府所属機関の長官、国家主席府⁶⁷の長官、国会事務局⁶⁸の事務局長は、自らが管理する機関・分野・領域において職務・権限を有する者の行動規範を発行する。

2. 最高人民裁判所の長官、最高人民検察院の長官、国家会計検査院の総官は、自らが管理する分野において職務・権限を有する者の行動規範を発行する。

3. 内務大臣は、地方政権機構において職務・権限を有する者の行動規範を発行する。

⁶⁶ cấp phó của người đứng đầu

⁶⁷ Văn phòng Chủ tịch nước

⁶⁸ Văn phòng Quốc hội

4. 政治組織、政治－社会組織の中央機関は、その組織において職務・権限を有する者の行動規範を発行する。

第 22 条. 贈与及び受贈

1. 機関・組織・部門、職務・権限を有する者は、慈善・外交の目的及び法令の規定に基づく他の必要な場合を除き、公的財政、公共財産を贈与に使用してはならない。

2. 機関、組織、部門、職務・権限を有する者は、自己の処理する又は自己の管理範囲に属する業務に関連を有する機関・組織・部門・個人から直接又は間接にいかなる形式でも受贈してはならない。

3. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 23 条. 利益相反の管理⁶⁹

1. 任務・公務の実施を委ねられた者は、委ねられた任務・公務において利益相反があることを知っており又は知るべきである場合、検討・処理の管轄を有する者に報告しなければならない。

2. 機関・組織・部門・個人は、職務・権限を有する者の利益相反を発見した場合、検討・処理のために、その者を直接に管理・使用する者に情報を提供し、報告しなければならない。

3. 職務・権限を有する者を直接に管理・使用する者は、利益相反を発見し、任務・公務の継続が正当・客観・忠実性を確保できないと判断する場合、以下の措置の一つを検討・適用しなければならない：

a) 利益相反を有する者の任務・公務の実施を監察する；

b) 利益相反を有する者の任務・公務の実施を中止し、暫定中止する⁷⁰；

⁶⁹ kiểm soát

⁷⁰ đình chỉ, tạm đình chỉ

c) 利益相反を有する者を他の職位に暫定的に異動⁷¹させる；

4. 政府は、本条の詳細を規定する。

第4節. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の職位の異動⁷²

第24条. 職位の異動の原則

1. 機関・組織・部門は、管轄に基づいて、汚職を予防するために、自己の機関・組織・部門における領導者⁷³・管理職ではない幹部・公務員及び職員に対し定期的な職位の異動を行う責任を有する。領導者、管理職である幹部・公務員の異動⁷⁴は幹部異動に関する規定に基づいて実施する。

2. 職位の異動は、客観的、合理的に、専門・業務に適合するよう、機関・組織・部門の通常活動に影響を及ぼさないようにしなければならない。

3. 職位の異動は、計画に基づいて実施され、機関・組織・部門において公開されなければならない。

4. 利得又は幹部・公務員・職員を抑圧するために、幹部・公務員・職員に対する定期的な職位の異動を利用してはならない。

5. 本条第1項、2項、3項及び4項の規定は、以下の領導者・管理職ではない者に対しても適用される：

a) 人民軍隊の機関・部門における士官、職業軍人、工場労働者、国防職員；

b) 人民公安の機関・部門における職業士官・下士官、専門技術士官・下士官、公安の工場労働者。

⁷¹ chuyển

⁷² chuyển đổi vị trí công tác

⁷³ lãnh đạo

⁷⁴ luân chuyển 【輪転】

第 25 条. 職位及び定期異動の期間

1. 組織・幹部任務、公的財政・公共財産・公共投資の管理を担当し、他の機関・組織・部門・個人と直接接触し、業務を処理する職務・権限を有する者は、職位の異動をされなければならない。
2. 定期的な職位の異動の期間は、各分野・領域の特殊性に従い、2 年以上、5 年までである。
3. 定期的な任務の異動が必要である職位の一つのみを有するが、その職位が当該機関・組織・部門の他の職位と比べ、専門・特殊業務を要求する機関・組織・部門において、職位の異動については、職務・権限を有する者を使用する機関・組織・部門の長により、異動を決定する管轄を有する機関に提議される。
4. 政府は、各省、省同格機関、政府所属機関、地方政権において異動が必要である職位及び定期的な職位の異動の期間の詳細を規定する。

最高人民裁判所の長官、最高人民検察院の長官、国家会計検査院の総官、国家主席府の長官、国会事務局の事務局長、政治組織、政治－社会組織の中央機関は、自己の管理管轄に属する職務・権限を有する者に対する異動が必要である職位及び定期的な職位の異動の期間の詳細を規定する。

第 26 条. 職位の異動の計画

1. 毎年、機関・組織・部門の長は、幹部管理の管轄に基づいて職務・権限を有する者に対する異動計画を定期的に発行し、公開しなければならない。
2. 職位の異動の計画は、異動の目的、要求、職位の異動が必要である具体的な場合、異動を実施する期間、職位の異動をしなければならない者の権利・義務及び実施組織化の措置を明らかにしなければならない。

第5節. 行政改革、管理における科学技術の応用及びキャッシュレス決済⁷⁵

第27条. 行政改革

機関・組織・部門は、自己の任務・権限の範囲において以下の責任を有する：

1. 行政手続を公開し、案内し、業務を処理する際に機関・組織・部門・個人と直接接する手続を簡素化し、削減する；
2. 任務・公務の実施、公的財政・公共財産の管理・使用の検査、監察を強化する；
3. 幹部・公務員・職員の隊列⁷⁶を構築し、品質を高める；自己の機関・組織・部門における職位を規定する；
4. 行政改革に関する他の任務を実施する。

第28条. 管理における科学技術の応用

1. 機関・組織・部門は、自己の機関・組織・部門の組織化及び活動において、設備投資、能力向上、創造の推進及び科学技術の応用を強化する責任を有する。
2. 各省・部門は、法令の規定に基づいて、自己の責任範囲に属する分野・領域を管理するための国家情報・データシステムの設立及び運用を推進する責任を有する。

第29条. キャッシュレス決済

1. 機関・組織・部門は、以下の入出金に対してキャッシュレス決済を実施しなければならない：
 - a) 政府の規定に基づいてキャッシュレス決済を実施するための基盤に関する条件を満たす場所における多額の入出金；

⁷⁵ thanh toán không dùng tiền mặt

⁷⁶ đội ngũ

b) 報酬・賞与の出金及び他の定期出金。

2. 政府は、取引の際の現金支払いを減らすために、財政・技術措置を適用する。

第6節. 機関・組織・部門において職務・権限を有する者の財産・収入の監視⁷⁷

第1款. 財産・収入の監視における機関・組織・部門・個人の管轄、責任

第30条. 財産・収入の監視機関⁷⁸

1. 政府監査院⁷⁹は、省、省同格機関、政府所属機関、地方政権、公立事業部門、政府首相によって設立が決定された機関・組織、国営企業に勤める局長⁸⁰及び局長相当以上の職務を有する者；自己の管理管轄に属する財産・収入の開示⁸¹義務を有する者（以下「開示義務者」という）の財産・収入を監視する。

2. 省級の監査機関⁸²は、本条第1項に規定する場合を除き、地方政権の管轄管理に属する機関・組織・部門、国営企業に務める開示義務者の財産・収入を監視する。

3. 省、省同格機関、政府所属機関は、本条第1項に規定する場合を除き、省、省同格機関、政府所属機関の管理管轄に属する機関・組織・部門、国営企業に勤める開示義務者の財産・収入を監視する。

4. 国会議員の任務に関して国会常務委員会を補佐する機関は、専従国会議員及び国会常務委員会の幹部管理管轄に属する他の開示義務者の財産・収入を監視する。

⁷⁷ kiểm soát

⁷⁸ Cơ quan kiểm soát tài sản, thu nhập

⁷⁹ Thanh tra Chính phủ

⁸⁰ giám đốc sở

⁸¹ kê khai tài sản, thu nhập

⁸² Thanh tra tỉnh

5. 国会事務局は、本条第 4 項の場合を除き、国会常務委員会、国会事務局に属する機関に勤める開示義務者の財産・収入を監視する。

6. 国家主席府は、国家主席府に勤める開示義務者の財産・収入を監視する。

7. 最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院は、人民裁判所、人民検察院、国家会計検査院に勤める開示義務者の財産・収入を監視する。

8. ベトナム共産党の管轄機関、政治－社会組織の中央機関は、その機関・組織に勤める開示義務者の財産・収入を監視する。

第 31 条. 財産・収入監視機関の任務・権限

1. 財産・収入監視機関は、以下の任務を有する：

a) 財産・収入の開示書類（以下「開示書類」という）及び財産・収入の監視に関する他の情報を管理し、更新する；

b) 財産・収入の監視の過程で収集された情報の秘密を保持する；

c) 財産・収入の監視に関する情報を提供した者の保護措置を適用し又は適用する管轄を有する機関・組織・部門・個人に提議する。情報提供者の保護は、本法第 67 条 1 項に規定する告発者の保護と同様に実施される；

d) 本法第 42 条に規定する管轄を有する機関・組織・部門・個人の要求があるとき、財産・収入の監視に関する開示書類、情報、データを提供する；

d) 財産・収入の監視の過程において法令違反行為を発見した場合、財産・収入監視機関は、処理管轄を有する機関に事案を転送しなければならない。

2. 財産・収入監視機関は、以下の権限を有する：

a) 前回に開示した財産・収入と比べて 300,000,000 ドン以上の変動がある場合又は財産・収入の検証⁸³のために、開示義務者に対し、関連情報を提供し、補充し、説明するよう求める；

b) 財産・収入の検証のために、関連する機関・組織・部門・個人に対し、開示義務者の財産・収入に関する情報を提供するよう求める；

c) 財産・収入を検証し、財産・収入の監視に関する法令の規定違反の処理を建議する；

d) 財産・収入の分散、損壊、移転⁸⁴又は財産・収入検証活動を妨害する他の行為を防止するために、管轄を有する機関・組織・部門・個人又は財産・収入を管理している機関・組織・部門・個人に対し、法令の規定に基づいて必要な措置を適用するよう求める；

đ) 検証のために、管轄を有する機関・組織・個人に対し、財産・収入の査定、査定審査、鑑定を行うよう提議する。

3. 本条第 2 項の b、d、đ 号に規定する要求・提議は、財産・収入検証班⁸⁵の長⁸⁶、財産・収入監視機関の長又は副長が署名した書面で実施されなければならない。政府は、本条第 2 項の b 号に規定する情報提供の要求、要求の実施の手順・手続を規定する。

第 32 条. 財産・収入の監視における関連する機関・組織・部門・個人の責任

国庫、信用組織、ベトナムにある外国銀行の支店、公安、税務・関税の管理機関、土地・財産登記の管理機関及び他の関連する機関・組織・部門・個人は、自己の任務・権限の範囲において以下の責任を有する：

⁸³ xác minh

⁸⁴ tẩu tán, hủy hoại, chuyển dịch tài sản, thu nhập

⁸⁵ Tổ xác minh tài sản, thu nhập

⁸⁶ Tổ trưởng

1. 財産・収入監視機関の要求がある際に財産・収入の検証内容に関する情報を提供し、提供した情報の正確性・十分性・適時性について責任を負う；提供できない場合、書面で回答し、理由を明らかにしなければならない；
2. 財産・収入の検証内容に関する情報を明らかにし、財産・収入の分散、損壊、移転又は財産・収入検証活動を妨害する他の行為を防止するために、法令の規定に基づいて必要な措置を適用する；
3. 法令の規定に基づいて財産・収入の査定、査定審査、鑑定を遂行する。

第2款. 財産・収入の開示

第33条. 財産・収入の開示義務

1. 開示義務者は、この法律の規定に基づいて自己、配偶者、未成年者である子どもの財産・収入及びその変動を開示しなければならない。
2. 開示義務者は、この法律の規定における手順・手続に従って財産・収入を忠実に開示し、増加した財産・収入の源を忠実に説明しなければならない、財産・収入の開示に関する法令について責任を負う。

第34条. 財産・収入の開示義務を有する者

1. 幹部、公務員⁸⁷。
2. 人民公安の士官；人民軍隊の士官、職業軍人。
3. 公立事業部門、国営企業に勤める副課長⁸⁸及び副課長相当以上の職務を有する者、企業における国家持分の代表者。

⁸⁷ cán bộ, công chức

⁸⁸ Phó trưởng phòng

4. 国会議員の候補者、人民評議会の候補者。

第 35 条. 開示しなければならない財産・収入

1. 開示しなければならない財産・収入は、以下のものを含む：

a) 土地所有権、住宅、建築物⁸⁹及び土地、住宅、建築物の他の付属財産；

b) 貴金属、宝石、金銭、有価証券及び一つの財産価値が 50,000,000 ドン以上である他の動産；

c) 外国における財産、口座；

d) 2 回の開示の間の総収入。

2. 政府は、開示書類の書式及び本条に規定する財産・収入の開示の実施について規定する。

第 36 条. 財産・収入の開示の方式及び時点

1. 第 1 回目の開示は、以下の場合に実施される：

a) 本法の施行効力が生じる時点で本法第 34 条 1 項、2 項及び 3 項に規定する職位を有している者。

開示は、2019 年 12 月 31 日の前に完了しなければならない；

b) 本法第 34 条 1 項、2 項及び 3 項に規定する職位を初めて有する者。遅くとも、雇用、採用、配置された日から 10 日以内に、開示を完了しなければならない。

2. 補充開示は、開示義務者の財産・年間収入において 300,000,000 ドン以上の変動があるときに実施される。本条第 3 項の規定に基づき開示した場合を除き、開示は、財産・収入の変動が生じる年の 12 月 31 日の前に完了しなければならない。

⁸⁹ công trình xây dựng

3. 年間開示は、以下の場合に実施される：

a) 局長及び局長相当以上の職務を有する者。開示は、12月31日の前に完了しなければならない；

b) 本項 a 号の規定に該当しないが、組織・幹部、公的財政・公共財産・公共投資の管理の任務を行い又は政府の規定に基づいて他の機関・組織・部門・個人と直接接する者。開示は、12月31日の前に完了しなければならない。

4. 幹部任務のための開示は、以下の場合に実施される：

a) 選任⁹⁰、承認⁹¹、任命、再任、他の職務への選任を予定する際の本法第34条1項、2項及び3項に規定する開示義務者。開示は、遅くとも、選任、承認、任命、再任、他の職務への選任の予定日10日前に完了しなければならない；

b) 本法第34条4項に規定する開示義務者。開示の時点は、選挙に関する法令に基づいて実施される。

第37条. 財産・収入の開示の組織化

1. 開示義務者を管理・使用する機関・組織・部門は、以下のとおり、財産・収入の開示を組織化する：

a) 開示義務者の名簿を作成し、管轄を有する財産・収入監視機関に送付する；

b) 開示義務者に対して財産・収入の開示について案内する；

c) 開示の追跡⁹²、開示書類の授受の台帳を作成する。

⁹⁰ bầu

⁹¹ phê chuẩn

2. 開示義務者は、書式に基づいて開示し、開示義務者を管理・使用する機関・組織・部門に開示書類を提出する責任を有する。

第 38 条. 財産・収入の開示書類の受領、管理、引渡し

1. 開示義務者を管理・使用する機関・組織・部門は、開示書類を受領し、保管する責任を有する。
2. 開示書類が書式と異なり又は内容が不十分な場合、機関・組織・部門は、補充開示又は再開示を要求する。補充開示又は再開示の期間は、正当な理由がある場合を除き、要求を受けた日から 7 日以内である。
3. 開示書類を受けた日から 20 日以内に、開示義務者を管理・使用する機関・組織・部門は、開示書類を精査・検査し、管轄を有する財産・収入監視機関に開示書類の 1 部を引き渡す。

第 39 条. 財産・収入の開示書類の公開

1. 開示義務者の開示書類は、その者が通常勤める機関・組織・部門で公開されなければならない。
2. 機関・組織・部門の領導者・管理職の職務を有する予定のある者の開示書類は、信任投票の会議で公開されなければならない。
3. 国会議員の候補者、人民評議会の候補者の開示書類は、選挙に関する法令に基づいて公開されなければならない。
4. 国会、人民評議会で選任、承認を予定される者の開示書類は、選任、承認の前に国会議員、人民評議会委員に公開されなければならない。公開の時点・形式は、国会常務委員会の規定に基づいて実施される。

⁹² theo dõi

5. 国営企業の領導者・管理職の予定者の開示書類は、任命の際の信任投票の会議又は領導者・管理職の選任の際の社員総会で公開されなければならない。

6. 政府は、本条第1項、2項及び5項に規定する開示書類の公開の時点・形式及び組織化の詳細を規定する。

第40条. 財産・収入の変動の追跡

財産・収入監視機関は、開示書類からの情報又は他の情報源を分析・評価することを通じて開示義務者の財産・収入の変動を追跡する。

前回に開示した財産・収入と比べて 300,000,000 ドン以上の変動があるが、開示義務者が開示しない場合、財産・収入監視機関は、その者に関連情報を提供・補充するよう要求する権限を有する；財産・収入増加の変動がある場合、増加した財産・収入の源について説明しなければならない。

第3款. 財産・収入の検証

第41条. 財産・収入の検証根拠

1. 財産・収入監視機関は、以下の根拠がある場合、財産・収入の検証を行う：

a) 財産・収入の開示が忠実ではない明確な兆候⁹³がある；

b) 前回に開示した財産・収入と比べて 300,000,000 ドン以上の変動があったが、その源に関する開示義務者の説明が不適切である；

c) 財産・収入の開示が忠実ではないという告発が告発法⁹⁴の規定に基づく受理条件を満たす；

d) 抽選された開示義務者に対する年間財産・収入検証計画に基づいて検証する；

⁹³ dấu hiệu

⁹⁴ Luật Tố cáo

d) 本法第 42 条の規定に基づいて管轄を有する機関・組織・部門・個人の要求又は建議がある。

2. 政府は、検証される開示義務者の選定基準及び本条第 1 項 d 号に規定する財産・収入監視機関の年間財産・収入検証計画の策定・承認の詳細を規定する。

第 42 条. 財産・収入検証の要求、建議の管轄

1. 本法第 41 条 1 項 a 号、b 号及び c 号に規定する根拠の一つがある場合又は幹部任務のために追加情報が必要な場合、以下の機関・組織・個人は、財産・収入監視機関に対して財産・収入検証決定を出すよう要求し又は建議する権利を有する：

a) 国会常務委員会は、国会、国会常務委員会によって選任、承認又は任命される予定者、国家会計検査院の副総官として任命される予定者に対して検証を要求する；

b) 国家主席は、副首相、大臣、省同格機関の長官、最高人民裁判所の副長官、最高人民裁判所裁判官、最高人民検察院の副長官、最高人民検察院検察官として任命される予定者に対して検証を要求する；

c) 政府首相は、次官及び省・省同格機関の次官相当、政府所属機関の長・副長として任命される予定者、省級の人民委員会の主席・副主席として選任又は承認を提議される予定者に対して検証を要求する；

d) 本項 b 号に規定する場合を除き、最高人民裁判所の長官は、各級の人民裁判所の長官・副長官として任命される予定者に対して検証を要求し、最高人民検察院の長官は、各級の人民検察院の長官・副長官として任命される予定者に対して検証を要求する；

d) 人民評議会常任は、人民評議会、人民評議会常任によって選任又は承認される予定者に対して検証を要求する；

e) 省級の人民委員会的主席、県級の人民委員会的主席は、直接下級の人民委員会的主席・副主席として選任又は承認を提議される予定者に対して検証を要求する；

g) 国家選挙評議会、選挙委員会又はベトナム祖国戦線委員会は、国会議員の候補者、人民評議会の候補者に対して検証を要求する；

h) 政治組織、政治－社会組織の常務機関は、政治組織、政治－社会組織の大会で選任される予定者に対して検証を要求する；

i) 機関・組織・部門の長又は開示義務者の幹部管理の管轄を有する者は、本項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号、g 号及び h 号に規定する場合を除き、直接に自己の管理・使用の管轄に属する開示義務者に対して検証を要求し又は建議する。

2. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所及び他の管轄を有する機関・組織は、検査・監査・会計検査・捜査・起訴・審理・判決執行の過程において法令違反行為に関する財産・収入について明確化する必要がある場合、財産・収入監視機関に対して財産・収入を検証するよう要求する権利を有する。

第 43 条. 財産・収入の検証内容

1. 開示書類の忠実・十分・明確性。
2. 増加財産・収入の源に関する説明の忠実性。

第 44 条. 財産・収入の検証手順

1. 財産・収入検証決定を出し、財産・収入検証班を設立する。
2. 被検証者に対して自己の財産・収入について説明するよう要求する。
3. 財産・収入の検証を遂行する。

4. 財産・収入の検証結果を報告する。
5. 財産・収入の検証を結論する。
6. 財産・収入の検証結論を送付し、公開する。

第 45 条. 財産・収入検証決定

1. 財産・収入監視機関の長は、本法第 41 条 1 項 d 号に規定する検証根拠がある日から 5 営業日以内又は本法第 41 条 1 項 a 号、b 号、c 号及び d 号に規定する検証根拠がある日から 15 営業日以内に財産・収入検証決定を出す。

2. 財産・収入検証決定は、以下の内容を含む：

- a) 検証決定発行の根拠；
- b) 財産・収入の被検証者の氏名、職務、勤務地；
- c) 財産・収入検証班の長及び構成員の氏名、職務、勤務地；
- d) 検証の内容；
- d) 検証の期間；
- e) 財産・収入検証班の長及び構成員の任務・権限；
- g) 連携する機関・組織・部門・個人（もしあれば）

3. 財産・収入検証決定は、検証決定を出した日から 3 営業日以内に財産・収入検証班の長及び構成員、財産・収入の被検証者及び関連する機関・組織・部門・個人に送付されなければならない。

第 46 条. 財産・収入検証班

1. 財産・収入検証班は、長及び構成員を含む。検証の内容において多数の機関・組織・部門に関連する複雑な情状がある場合、財産・収入監視機関の長は、関連する機関・組織・部門に財産・収入検証班に参加する者を任命するよう要求することができる。

財産・収入検証班の参加者は、被検証者の配偶者、両親、子ども、実兄弟・姉妹又は財産・収入検証において公平・客観的ではないかもしれない根拠がある者を配置してはならない。

2. 財産・収入検証班の長は、以下の任務・権限を有する：

a) 被検証者に対して開示書類、前回に開示した財産・収入と比べて増加した財産・収入の源について忠実・十分・明確に説明するよう要求する；

b) 機関・組織・部門・個人に対して、本法第 31 条 3 項に基づいて検証の内容に関する情報・資料を提供するよう要求する；

c) 財産・収入の分散、損壊、移転又は財産・収入検証活動を妨害する他の行為を防止するために、管轄を有する機関・組織・部門又は財産・収入を管理している機関・組織・部門・個人に対して法令の規定に基づいて必要な措置を適用するよう建議する；

d) 財産・収入の検証のために、管轄を有する機関・組織・個人に対して財産・収入の査定、査定審査、鑑定を行うよう提議する；

d) 検証決定を出した者に対して書面で財産・収入の検証結果を報告し、法令、検証決定を出した者に対して報告内容に責任を負う；

e) 検証の過程において収集した情報・資料の秘密を保持する。

3. 財産・収入検証班の構成員は、以下の任務・権限を有する：

- a) 財産・収入に対して情報・資料を収集し、現場検証を行い、長の分担に基づいて他の任務を実施する；
- b) 委ねられた任務の実施を確保するために、長に対して本条第 2 項に規定する措置を適用するよう建議する；
- c) 長に対して、委ねられた任務の実施結果を報告し、法令、長に対して報告内容に責任を負う；
- d) 検証の過程において収集した情報・資料の秘密を保持する。

第 47 条. 財産・収入の被検証者の権利及び義務

1. 開示書類、増加財産・収入の源について忠実・十分・明確に説明する。
2. 財産・収入検証班の要求のあるとき、検証の内容に関する情報を提供し、提供した情報の正確性に責任を負う。
3. 財産・収入の検証の過程において、財産・収入検証班、管轄を有する機関・組織・部門・個人の要求を十分、適時に実施する。
4. 財産・収入の検証について管轄を有する機関・組織・個人の処理決定を執行する。
5. 財産・収入の検証について管轄を有する機関・組織・個人の決定・行為が法令に反し、自己の権利・合法的な利益を侵害する根拠がある場合、その決定・行為に不服を申し立てる。
6. 財産・収入の検証について管轄を有する機関・組織・個人の法令違反行為を告発する。
7. 法令の規定に基づいて、名誉回復及び侵害された権利・合法的な利益の回復、財産・収入検証者の法令違反行為によって生じた損害を賠償される。

第 48 条. 財産・収入の検証結果の報告

1. 検証決定が出された日から 45 日以内に、財産・収入検証班の長は、検証決定を出した者に書面で財産・収入の検証結果を報告しなければならない；複雑な場合、期間を延長できるが 90 日を超えてはならない。

2. 財産・収入の検証結果の報告は、以下の内容を含む：

a) 検証された内容、遂行された検証活動及び検証結果；

b) 開示書類の忠実・十分・明確性、増加財産・収入の源に関する説明の忠実性について評価する；

c) 財産・収入の監視に関する法令の規定違反の処理を建議する。

第 49 条. 財産・収入の検証結論

1. 財産・収入の検証結果の報告を受けた日から 10 日以内、検証決定を出した者は、財産・収入の検証結論を発行しなければならない；複雑な場合には、この期間を延長できるが、20 日を超えてはならない。

2. 財産・収入の検証結論には、以下の内容を含む：

a) 財産・収入の開示の忠実・十分・明確性；

b) 増加財産・収入の源についての説明の忠実性；

c) 管轄を有する者に対して、財産・収入の監視に関する法令違反を処理するよう建議する。

3. 財産・収入の検証結論を発行した者は、検証結論の客観・忠実性について責任を負わなければならない。

4. 財産・収入の検証結論は、被検証者及び本法第 42 条に規定する検証を要求、建議した機関・組織・部門・個人に送付されなければならない。

5. 被検証者は、不服申立てに関する法令の規定に基づいて、財産・収入の検証結論について不服申立てを行う権利を有する。

第 50 条. 財産・収入の検証結論の公開

1. 財産・収入の検証結論を発行した日から 5 営業日以内に、財産・収入の検証決定を出した者は、検証結論を公開する責任を有する。

2. 財産・収入の検証結論の公開は、本法第 39 条に規定する開示書類の公開と同様に実施される。

第 51 条. 忠実ではない財産・収入の開示、増加財産・収入の源の説明行為の処理

1. 財産・収入の開示、増加財産・収入の源の説明を忠実に行わない国会議員の候補者、人民評議会の候補者は、候補者の名簿から名前を削除される。

2. 財産・収入の開示、増加財産・収入の源の説明を忠実に行わない任命、再任、承認、職務への選任の予定者は、予定した任命、再任、承認、職務への選任が行われない。

3. 本条第 1 項及び 2 項の規定の場合に属さない開示義務者は、財産・収入の開示、増加財産・収入の源の説明を忠実に行わない場合、違反の性質・程度により警告、減給、降職、革職、強制退職又は罷免⁹⁵の形式のうち 1 つによって規律処理⁹⁶を受ける；領導者、管理職の職名に予定⁹⁷されていた者は、予定者の名簿から外される；離任、辞職、免任⁹⁸の申し出がある場合、規律しないことを検討することができる。

⁹⁵ cảnh cáo, hạ bậc lương, giáng chức, cách chức, buộc thôi việc hoặc bãi nhiệm

⁹⁶ xử lý kỷ luật

⁹⁷ quy hoạch

⁹⁸ xin thôi làm nhiệm vụ, từ chức, miễn nhiệm

4. 規律決定は、規律された者が勤める機関・組織・部門で公開される。

第4款. 財産・収入の監視に関する国家データベース⁹⁹

第52条. 財産・収入の監視に関する国家データベース

1. 財産・収入の監視に関する国家データベースは、開示書類、財産・収入の検証結論に関する情報及び本法の規定に基づく財産・収入の監視に関する他のデータを含む。

2. 財産・収入の監視に関する国家データベースは、政府監査院に設置、集中管理される。

第53条. 財産・収入の監視に関する国家データベースの設置、管理の責任

1. 政府監査院は、以下の責任を有する：

a) 全国の範囲における財産・収入の監視に関する国家データベースの設置、管理、活用及び保護を行う；

b) 財産・収入の監視に関する国家データベースの設置、管理、活用及び保護について案内する；

c) 開示義務者を管理する機関・組織・部門及び他の財産・収入監視機関によって提供された財産・収入の監視に関する情報を受領、更新、処理する；

d) 財産・収入の監視に関する国家データベースの情報を提供する；

d) 全国の範囲における財産・収入の監視に関する国家データベースの管理について統計、報告の制度を実施する。

2. 財産・収入監視機関は、以下の責任を有する：

⁹⁹ Cơ sở dữ liệu quốc gia về kiểm soát tài sản, thu nhập

- a) 自己の管理の範囲内で、財産・収入の監視に関するデータベースの設置、管理、活用及び保護を行う；
- b) 自己の管理の範囲内で、開示義務者を管理・使用する機関・組織・部門によって提供された情報を受領、更新、処理する。
- c) 自己の管理の範囲内で、財産・収入の監視に関するデータベースの情報を提供する；
- d) 管轄内の財産・収入の監視に関するデータベースの管理について統計、報告の制度を実施する。

第54条. 財産・収入の監視に関する国家データベースの保護、保存、活用、情報提供

1. 財産・収入の監視に関する国家データベースは、セキュリティ¹⁰⁰を厳格・安全に保護され、長期的に保存され、効果的に活用されなければならない。
2. 財産・収入監視機関は、財産・収入検証のために自己の任務・権限の範囲内で、財産・収入の監視に関する国家データベースにアクセス¹⁰¹し、活用する権利を有する。
3. 財産・収入の監視に関する国家データベースの情報提供は、本法第 42 条に規定する機関・組織・部門・個人の要求があるときのみ実施される。

財産・収入の監視に関する国家データベースの情報提供の要求は、書面で行われなければならない。要求書は、理由、使用の目的及び提供すべき範囲、内容、情報、データを明らかにしなければならない。

財産・収入監視機関は、要求を受けた日から 10 日以内に、要求した機関・組織・部門・個人に書面で開示書類、財産・収入の監視に関する情報、データを提供する責任を有する。

¹⁰⁰ bảo mật

¹⁰¹ tiếp cận

4. 政府は、本条の詳細を規定する。

第3章

機関・組織・部門における汚職の発見

第1節. 機関・組織・部門における検査及び自己検査

第55条. 国家管理機関の検査任務

1. 国家管理機関の長は、汚職を適時に発見、防止、処理するために、自己の管理の範囲に属する機関・組織・部門・個人の法令執行の検査を組織化する責任を有する。
2. 汚職行為を発見した際、国家管理機関の長は、管轄に基づいて適時に処理し又は法令の規定に基づいて処理する管轄を有する機関に報告しなければならない。

第56条. 機関・組織・部門の自己検査任務

1. 機関・組織・部門の長は、汚職を適時に発見、防止、処処するために、自己が管理し、常に他の機関・組織・部門・個人の業務を直接に処理する職務・権限を有する者の任務・公務の実施の検査の組織化を自発的に¹⁰²行う責任を有する。
2. 機関・組織・部門の長は、直属部門に対して、任務・公務の実施において自己が管理する職務・権限を有する者の検査を常に促進する責任を有する。
3. 汚職行為を発見した際、機関・組織・部門の長は、管轄に基づいて適時に処理し又は法令の規定に基づいて処理する管轄を有する機関に報告しなければならない。

第57条. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所における反汚職¹⁰³活動の検査

¹⁰² chủ động

1. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所の長は、幹部、公務員、職員及び職務・権限を有する他の者に対して管理を強化しなければならない；権限濫用行為、嫌がらせ及び反汚職活動における法令違反の他の行為を防止するために、監査、内部検査の任務を指導する。
2. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所の幹部、公務員、職員及び職務・権限を有する他の者は、反汚職活動における法令違反行為がある場合、違反の性質・程度によって規律処理され又は刑事責任を追及される；損害を与えた場合、法令の規定に基づいて賠償、返還¹⁰⁴をしなければならない。

第 58 条. 検査の形式

1. 定期検査¹⁰⁵は、プログラム・計画に基づいて、汚職が発生しやすい領域、活動に集中し、遂行される。
2. 臨時検査¹⁰⁶は、汚職の兆候を発見した際に遂行される。

第 2 節. 監察、監査、会計検査の活動を通じた汚職の発見

第 59 条. 民選機関・民選議員¹⁰⁷の監察活動を通じた汚職の発見及び民選機関・民選議員の提議の処理

1. 国会、国会常務委員会、民族評議会、国会の委員会、国会議員団、国会議員、人民評議会、人民常任評議会、人民評議会の委員会、人民評議会議員班、人民評議会議員は、監察活動を通じて汚職の徴候を有する事案を発見した場合、監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院に対して法令の規定に基づいて処理するよう提議する。

¹⁰³ chống tham nhũng

¹⁰⁴ bồi hoàn

¹⁰⁵ kiểm tra thường xuyên

¹⁰⁶ kiểm tra đột xuất

¹⁰⁷ cơ quan dân cử, đại biểu dân cử

2. 本条第1項に規定する提議を受けた際、監査機関、捜査機関、人民検察院は、自己の任務・権限の範囲内で検証、処理し、提議した機関・議員に結果を通知しなければならない。

3. 本条第1項に規定する提議を受けた際、国家会計検査院は、会計検査を実施し又は国家会計検査法¹⁰⁸の規定に基づいて会計検査を検討、決定し、提議した機関・議員に結果を通知しなければならない。

第60条. 監査、会計検査の活動を通じた汚職の発見

1. 監査機関、国家会計検査院は、監査、会計検査の活動を通じて自発的に汚職行為を発見し、管轄に基づいて処理し又は法令の規定に基づいて処理を建議し、自己の決定について法令に対し責任を負う。

2. 自己の任務・権限の範囲において政府監査院、省の監査機関¹⁰⁹、省級の監査機関、国家会計検査院は、監査法¹¹⁰、国家会計検査法の規定に基づく根拠がある場合、汚職の兆候を有する事案に対して監査、会計検査の決定を出す。

第61条. 汚職の兆候を有する事案の監査、会計検査における監査機関、国家会計検査院の管轄

1. 監査機関は、自己の任務・権限の範囲において以下の管轄に基づいて汚職の兆候を有する事案を監査する：

a) 政府監査院は、省、省同格機関、政府所属機関、地方政権、公立事業部門、政府首相によって設立が決定された機関・組織、中央機関の管理管轄に属する国営企業に勤める局長及び局長相当以上の職務を有する者；政府監査院に勤める者が行った汚職の兆候を有する事案を監査する；

¹⁰⁸ Luật Kiểm toán nhà nước

¹⁰⁹ Thanh tra Bộ

¹¹⁰ Luật Thanh tra

b) 省の検査機関は、本項 a 号に規定する場合を除き、省、省同格機関の管理管轄に属する機関・組織・部門に勤める者が行った汚職の兆候を有する事案を監査する；

c) 省級の監査機関は、本項 a 号に規定する場合を除き、地方政権の管理管轄に属する機関・組織・部門、国営企業に勤める者が行った汚職の兆候を有する事案を監査する。

2. 国家会計検査院に直属する部門は、国家会計検査院の総官の分担に基づいて公的財政、公共財産を管理・使用する機関・組織における汚職の兆候を有する事案の会計検査を行う。

3. 汚職の兆候を有する事案の監査、会計検査を遂行する手順・手続は、監査に関する法令、国家会計検査に関する法令の規定に基づいて実施される。

4. 政府監査院の総官、国家会計検査院の総官は、連携し、汚職の兆候を有する事案の監査、会計検査の活動における重複を処理する責任を有する。

第 62 条. 監査、会計検査の活動において発見した汚職の兆候を有する事案の処理の責任

監査、会計検査の過程において汚職の兆候を有する事案を発見した場合、監査決定を出した者、会計検査決定を出した者は、汚職事案を検証し、明らかにするよう指導し、以下のとおりに処理しなければならない：

1. 事案が犯罪の兆候を有する場合、事案の記録¹¹¹を直ちに転送し、捜査機関に刑事事件の検討、立件を行うよう建議するとともに、同級の人民検察院に書面で通知する。この場合、監査機関、国家会計検査院は、承認した監査遂行計画、会計検査計画に基づいて他の内容について引き続き監査、

¹¹¹ hồ sơ vụ việc

会計検査の活動を遂行し、監査に関する法令、国家会計検査に関する法令の規定に基づいて監査結論¹¹²、会計検査報告¹¹³を発行する。

2. 事案が犯罪の兆候を有しない場合、管轄を有する機関・組織・部門・個人に対して、違反行為のある者を処理するよう建議する。処理管轄を有する機関・組織・部門・個人は、建議した監査機関、国家会計検査院に書面で処理の結果を通知しなければならない。

第 63 条. 汚職の兆候を有する事案の監査結論、会計検査報告の公開

1. 監査決定を出した者、会計検査決定を出した者は、汚職の兆候を有する事案の監査結論、会計検査報告を公開する責任を有する。

2. 汚職の兆候を有する事案の監査結論、会計検査報告の公開は、監査に関する法令、国家会計検査に関する法令の規定に基づいて実施される。

第 64 条. 監査、会計検査の活動における違反の処理

1. 監査、会計検査を終了した後、管轄を有する他の機関が、監査、会計検査を遂行した機関・組織・部門において同一の内容について汚職事案の発生を発見した場合、その前回の監査、会計検査を遂行した監査団の長、会計検査団の長、監査団の構成員、会計検査団の構成員及び関連する個人は、過失があれば、違反の性質・程度によって法令の規定に基づいて規律処理又は刑事責任の追及をされなければならない。

2. 監査団、会計検査団が汚職の兆候を有する事案を発見し、報告したが、監査決定を出した者、会計検査決定を出した者が処理しない場合、監査団の長、会計検査団の長、監査団の構成員、会計検査団の構成員及び関連する個人は責任を負わない。この場合、監査決定を出した者、会計検査決定を出した者が法令の規定に基づいて責任を負わなければならない。

¹¹² Kết luận thanh tra

¹¹³ Báo cáo kiểm toán

第3節. 汚職行為に関する苦情、告発、報告

第65条. 汚職行為に関する苦情・告発及びその処理

1. 法令の規定に基づいて個人・組織は、汚職行為に関する苦情を申し立てる権利を有し、個人は、汚職行為を告発する権利を有する。
2. 汚職行為に関する苦情・告発を受けた際、管轄を有する機関・組織・部門・個人は、適時に検討し、処理し、苦情を申し立て、告発した者に対する保護措置を適用しなければならない。
3. 汚職行為に関する告発の受領、処理は、告発に関する法令の規定に基づいて実施される。
4. 汚職行為に関する苦情の受領、処理は、公民接遇¹¹⁴に関する法令の規定に基づいて実施される。

第66条. 汚職行為に関する報告及びその処理

1. 幹部、公務員、職員、労働者、武装勢力の幹部・軍人は、自分の勤務する機関・組織・部門において汚職行為を発見した場合、その機関・組織・部門の長に直ちに報告しなければならない；機関・組織・部門の長が汚職行為に関係する場合、幹部管理の管轄を有する機関・組織・部門の長に報告しなければならない。
2. 汚職行為に関する報告を受けた日から15日以内に、報告を受けた者は、管轄に基づいて事案を処理し又は検討、処理のために管轄を有する機関・組織・個人に転送し、報告した者に通知して知らせる；複雑な事件の場合、期間を延長できるが、30日を超えてはならない；必要な場合、報告を受けた者は、汚職行為の結果を防止、克服し及び報告した者を保護する措置の適用を決定し又は管轄を有する者に提議する。

第67条. 汚職行為に関する苦情を申し立て、告発し、報告する者の保護

1. 汚職行為を告発する者の保護は、告発に関する法令の規定に基づいて実施される。

¹¹⁴ tiếp công dân

2. 汚職行為に関する苦情を申し立て、報告する者は、告発者の保護と同様の保護措置が適用される。

第 68 条. 汚職行為に関する苦情を申し立て、告発し、報告する者の褒賞

汚職行為に関する苦情・告発・報告において成績を有する者は、法令の規定に基づいて褒賞される。

第 69 条. 汚職行為に関する苦情を申し立て、告発し、報告する者の責任

1. 汚職行為に関する苦情を申し立て、報告する者は、苦情・報告の内容の忠実性について法令に対して責任を負う。

2. 汚職行為の告発者は、告発法の規定に基づいて自己の告発について責任を負う。

第 4 章

汚職防止における機関・組織・部門の長の責任制度

第 70 条. 汚職防止における機関・組織・部門の長の責任

1. 本法第 4 条 1 項に規定する内容の実施を指導する。

2. 模範、廉潔¹¹⁵；汚職防止に関する法令の規定、行動規範、職業道德規範、企業道德規範¹¹⁶を厳格に執行する。

3. 自分が管理、担当する機関・組織・部門において汚職を生じさせた場合、本法第 72 条及び第 73 条の規定に基づいて責任を負う。

第 71 条. 任務の暫定中止、他の職位への暫定異動の措置の適用における機関・組織・部門の長の責任

¹¹⁵ gương mẫu, liêm khiết

¹¹⁶ quy tắc đạo đức nghề nghiệp, quy tắc đạo đức kinh doanh

1. 職務・権限を有する者に汚職に関する法令違反行為があると考えた根拠があるとき、機関・組織・部門の長は、その者が引き続き勤務すると検討・処理に困難を生じさせるおそれがあると判断する場合、管轄又は職務・権限を有する者に対する幹部管理の管轄を有する者の要求・提議に基づいて、違反行為のある者に対して任務を暫定的に中止し、他の職位へ暫定的に異動させる。

2. 機関・組織・部門の長又は職務・権限を有する者に対する幹部管理の管轄を有する者は、監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所の要求を受けた際、監査、会計検査、捜査、起訴、審理の過程において職務・権限を有する者に汚職行為があると考えた根拠がある場合、その者に対する任務の暫定中止、他の職位への暫定異動を検討しなければならない。

3. 機関・組織・部門の指導者又は職務・権限を有する者に対する幹部管理の管轄を有する者は、管轄を有する機関・組織・部門が職務・権限を有する者に汚職行為がないと結論した後、職務・権限を有する者に対する任務の暫定中止、他の職位への暫定異動の決定を直ちに取り消し、その決定の取消しに関して公開で通知し、その者の権利・合法的な利益を回復しなければならない。

4. 政府は、任務の暫定中止、他の職位への暫定異動に関する手順・手続、期間；管轄を有する機関・組織・部門が汚職行為はないと結論した後における職務・権限を有する者の報酬、手当、他の権利・合法的な利益及び賠償、権利・合法的な利益の回復について詳細を規定する。

第 72 条. 自分が管理、担当する機関・組織・部門において汚職を生じさせたときの機関・組織・部門の長、副長の責任

1. 機関・組織・部門の長は、自分が直接に管理し、任務を委ねた者が汚職を生じさせたとき、直接の責任を負わなければならない。

2. 機関・組織・部門の副長は、任務領域及び自分が直接に担当を委ねられた部門において汚職を生じさせたとき、直接の責任を負わなければならない；機関・組織・部門の長は、連帯責任を負わなければならない。

第 73 条. 自分が管理、担当する機関・組織・部門において汚職を生じさせたときの機関・組織・部門の長、副長の責任の処理

1. 本法第 72 条に規定する汚職を生じさせたときに直接の責任を負う機関・組織・部門の長、副長は、規律処理又は刑事責任の追及をされる。

2. 本法第 72 条 2 項に規定する汚職を生じさせたときに連帯責任を負う機関・組織・部門の長は、規律処理をされる。

3. 機関・組織・部門の長、副長は、以下の場合において法的責任の除外、免除、軽減又は加重¹¹⁷を検討される：

a) 汚職行為を知ることができなかった又は予防、防止するために必要な措置を適用した場合、責任の除外を検討される；

b) 汚職行為の結果を防止、克服するために必要な措置を適用した場合又は法令の規定に基づいて汚職を自発的、適時に発見、報告及び処理した場合、責任の免除又は軽減を検討される；

c) 刑事責任を追及される場合を除き、管轄を有する機関が発見、処理する前に、自発的に辞職する場合、規律形式の免除又は軽減を検討される；

d) 汚職行為を発見したが、汚職行為の結果を防止、克服するために必要な措置を適用せず又は法令の規定に基づいて適時に汚職を報告、処理しない場合、責任の加重を検討される。

¹¹⁷ loại trừ, miễn, giảm hoặc bị tăng trách nhiệm pháp lý

4. 自分の組織において汚職を生じさせた政治組織、政治－社会組織及び社会組織の長、副長は、本条の規定に基づいて処理されるほか、その組織の規約、規程、規定¹¹⁸に基づいて処理される。

第5章

汚職防止における社会の責任

第74条. ベトナム祖国戦線及び戦線の構成組織の責任

1. ベトナム祖国戦線及び戦線の構成組織は、以下の責任を有する：

a) 汚職防止に関する法令の実施について人民に宣伝し、運動する¹¹⁹；社会に反論し¹²⁰、汚職防止に関する政策・法令の完備を建議する；汚職の予防、発見、処理の措置の実施を建議する；

b) 汚職行為の発見・苦情の申立て・告発・情報提供に積極的に参加するよう人民を動員する¹²¹；

c) 汚職の発見・処理において管轄を有する機関・組織・部門・個人に情報を提供する；

d) 汚職防止に関する法令の実施を監察する。

2. ベトナム祖国戦線及び戦線の構成組織は、管轄を有する機関・組織・部門・個人に対して、汚職予防、汚職事案の検証、汚職行為のある者の処理、汚職財産の回収の措置の適用を要求し、汚職行為の発見・告発に功のある者の保護、褒賞を建議する権利を有する。管轄を有する機関・組織・部門・個人は、要求、建議を受けた日から15日以内に検討、回答しなければならない；複雑な事案の場合、回答期間を延長できるが30日を超えてはならない。

¹¹⁸ điều lệ, quy chế, quy định

¹¹⁹ tuyên truyền, vận động Nhân dân

¹²⁰ phản biện 【反・弁】

¹²¹ động viên Nhân dân

第 75 条. 報道機関、記者の責任

1. 報道機関、記者は、反汚職の闘争¹²²を行い、汚職防止活動及び汚職事案について発信する責任を有する。
2. 報道機関、記者は、管轄を有する機関・組織・部門・個人に対して汚職行為に関する情報を提供するよう要求する権利を有する。要求を受けた機関・組織・部門・個人は、報道に関する法令の規定及び関連法令の他の規定に基づいて情報を提供する責任を有する。
3. 報道機関、記者は、汚職防止活動及び汚職事案について発信する際、客観的、忠実に苦情を申し立て、報道に関する法令、職業道德規範の他の規定を執行する責任を有する。

第 76 条. 企業、企業協会¹²³、業界・専門職協会¹²⁴の責任

1. 企業、企業協会、業界・専門職協会は、自己の労働者、構成員、会員に対して汚職防止に関する法令の規定の実施について宣伝、動員し；汚職の予防、発見の措置の実施を組織化し；汚職行為について管轄を有する機関に適時に通知する責任を有する。
2. 企業、企業協会、業界・専門職協会は、汚職防止に関する政策・法令の完備を建議する責任を有する。
3. 管轄を有する機関・組織・部門・個人は、企業協会、業界・専門職協会と連携し、汚職防止の任務のために情報を交換、提供するためのフォーラム¹²⁵を組織する。

¹²² đấu tranh chống tham nhũng

¹²³ hiệp hội doanh nghiệp

¹²⁴ hiệp hội ngành nghề

¹²⁵ diễn đàn

第 77 条. 公民、人民監査委員会¹²⁶、人民の投資監察委員会¹²⁷の責任

1. 公民は、自ら又は人民監査委員会、人民の投資監察委員会若しくは自分が構成員の組織を通じて汚職防止に参加する。
2. 人民監査委員会、人民の投資監察委員会は、自己の任務・権限の範囲において汚職防止に関する法令の実施を監察する。

第 6 章

国家以外の区域の企業・組織における汚職防止

第 1 節. 健全で汚職のない企業文化の構築

第 78 条. 職業道德規範、企業道德規範

1. 職業道德規範、企業道德規範は、職業、企業における廉正を守るために、職業人、企業活動を行う者の特殊な専門、職業と適合する行動の基準¹²⁸である。
2. 企業、企業協会、業界・専門職協会、社会組織、社会－職業組織は、本法及び関連する他の法律の規定に基づいて自己の労働者、構成員、会員に対する企業道德規範、職業道德規範を発行するよう奨励される。

第 79 条. 汚職予防のための行動規範、内部統制メカニズム¹²⁹の構築

1. 企業及び他の経済組織は、利益相反を予防し、汚職行為を防止し、健全で汚職のない企業文化を構築するために、行動規範、内部統制メカニズムを発行し、実施する。

¹²⁶ Ban thanh tra nhân dân

¹²⁷ Ban giám sát đầu tư của cộng đồng

¹²⁸ chuẩn mực ứng xử

¹²⁹ cơ chế kiểm soát nội bộ

2. 企業協会、業界・専門職協会は、構成員、会員に対して健全で汚職のない企業環境の構築を組織化し、動員し、奨励し；構成員、会員の汚職防止に関する法令の執行を監察し、政策・法令の完備に積極的に参加する責任を有する。

第2節. 国家以外の区域の企業・組織に対する汚職防止法の適用

第80条. 国家以外の区域の企業・組織における汚職防止措置の適用

1. 以下の規定は、公開会社、信用組織¹³⁰に対し、政府首相、内務大臣若しくは省級の人民委員会
の主席の決定により設立された又は慈善活動のために人民の寄付を募る規約を承認された社会組織に
対して適用される。

a) 本法第9条、第10条1項a号、c号及びd号、第11条及び第12条に規定する公開・透明化の
原則、公開・透明化の内容、公開の形式、公開・透明化を実施する責任；

b) 本法第23条に規定する利益相反の管理；

c) 本法第72条、第73条3項a号、b号及びd号に規定する長、副長の責任、責任の処理。

2. 政府は、本条の詳細を規定する。

第81条. 国家以外の区域の企業・組織に対する汚職防止に関する法令の実施の監査

1. 政府監査院、省の監査機関、省級の監査機関は、自己の任務・権限の範囲において、本法第80
条の規定に違反した明確な兆候を有する場合、公開会社、信用組織に対し、政府首相、内務大臣若
しくは省級の人民委員会
の主席の決定により設立された又は慈善活動のために人民の寄付を募る規
約を承認された社会組織に対して汚職防止に関する法令の実施を監査する。

¹³⁰ công ty đại chúng, tổ chức tín dụng

2. 本条第1項に規定する汚職防止に関する法令の実施の監査の手順・手続は、監査に関する法令の規定に基づいて実施される。

3. 政府監査院の総官は、本条第1項に規定する監査活動における重複を処理する責任を有する。

4. 政府は、本条の詳細を規定する。

第82条. 国家以外の区域の企業・組織における汚職の発見

1. 国家以外の区域の企業・組織は、自己の企業、組織における汚職行為を適時に発見し、処理し、管轄を有する機関に処理するよう建議するために、自己検査を行う責任を有する。

2. 監査機関は、監査活動を遂行する際に国家以外の区域の企業・組織における汚職行為を発見した場合、管轄に基づいて処理し又は法令の規定に基づいて管轄を有する機関に転送する責任を有する。

3. 機関・組織・部門・個人は、国家以外の区域の企業・組織における汚職行為を発見した場合、本法第3章第3節の規定に基づいて苦情を申し立て、告発し、報告する責任を有する。

第7章

汚職防止における国家機関の責任

第83条. 反汚職に関して専門に責任を有する¹³¹部門

1. 政府監査院、公安省、最高人民検察院には、反汚職に関して専門に責任を有する部門がある。

2. 最高人民検察院の長官は、最高人民検察院における反汚職に関して専門に責任を有する部門の組織、任務、権限について規定し、承認のために国会常務委員会に提出する。政府監査院の総官、公安大臣は、政府監査院、公安省における反汚職に関して専門に責任を有する部門の組織、任務、権限について規定する。

¹³¹ chuyên trách 【専・責】

第 84 条. 政府、省、省同格機関の責任

1. 政府は、全国の範囲における汚職防止の任務に関する国家管理を統一的に行う。
2. 政府監査院は、汚職防止の任務に関する国家管理について政府を補助する拠点の機関¹³²であり、以下の責任を有する：
 - a) 汚職防止に関する政策・法令を管轄に基づいて発行し又は発行の管轄を有する国家機関に提出し、実施を組織化する；
 - b) 管轄に基づいて汚職を予防する措置の実施を管理する；
 - c) 管轄に基づいて汚職防止の任務を監査、検査し；汚職防止に関する法令の実施の監査任務を組織化、指導、案内する；
 - d) 財産・収入の監視に関する国家データベースを管理する；
 - d) 関連する機関・組織と連携し、汚職防止の任務を行う幹部の隊列に対する専門・業務の研修、養成を行う；
 - e) 汚職防止の任務に関する年次報告書を作成する。
3. 公安省、国防省は、自己の任務・権限の範囲において汚職犯罪の捜査活動を組織化する責任を有する。
4. 省、省同格機関は、自己の任務・権限の範囲において汚職防止の任務に関する国家管理について政府監査院と連携する責任を有する。

¹³² cơ quan đầu mối

第 85 条. 各級の人民委員会の責任

各級の人民委員会は、自己の任務・権限の範囲において以下の責任を有する：

1. 汚職防止に関する法令文書¹³³を管轄に基づいて発行し又は発行の管轄を有する級に対して提出する；
2. 汚職防止に関する法令の宣伝、普及、教育を組織化する；
3. 汚職防止の任務の実施を指導し、組織化する；
4. 汚職防止に関して監査の任務を組織化し、不服申立て、告発を処理する；
5. 毎年、汚職防止の任務に関して同級の人民評議会に報告する。

第 86 条. 最高人民検察院、最高人民裁判所の責任

1. 最高人民検察院は、汚職犯罪に対する犯罪の告発¹³⁴・通報¹³⁵の受領・処理、立件の建議、立件、捜査、起訴、審理、判決執行における公訴権の行使、法令遵守の検察の実施を組織化し、指導する責任を有する；犯罪者が捜査機関、人民検察院、人民裁判所、判決執行機関に属する幹部・公務員、司法活動遂行の管轄を有する者である場合、司法活動における汚職犯罪を捜査する。
2. 最高人民裁判所は、管轄に属する汚職事件の監督審、再審を行い、他の裁判所の汚職事件の審理を監督し、審理の実践を総括し、汚職事件の審理において法令の統一的な適用を確保する。

第 87 条. 国家会計検査院の責任

国家会計検査院は、汚職を予防し、発見するために会計検査を行い、法令の規定に基づいて汚職の兆候を有する事案を会計検査する責任を有する。

¹³³ văn bản pháp luật

¹³⁴ tố giác

¹³⁵ tin báo

第 88 条. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所及び他の機関・組織・部門の連携責任

1. 監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所は、自己の任務・権限の範囲において以下の責任を有する：

a) 汚職の予防、発見、防止、処理において相互に連携し又は他の機関・組織・部門と連携する；

b) 汚職状況の総合、評価、予報について連携し；汚職防止の政策・法令・解決策を建議する。

2. 他の機関・組織・部門は、自己の任務・権限の範囲において汚職の発見、処理において監査機関、国家会計検査院、捜査機関、人民検察院、人民裁判所に対して環境を整え¹³⁶、連携する責任を有する。

第 8 章

汚職防止に関する国際協力

第 89 条. 国際協力に関する総則

国家は、ベトナム社会主義共和国が加盟国である汚職防止に関する条約を実施し；独立・主権・領土の完全性及び相互利益の尊重を原則とし、汚職防止活動において各国、国際組織、外国の組織・個人と協力することに責任を持つ¹³⁷。

第 90 条. 国際協力実施の責任

1. 政府監査院は、司法省、外務省、公安省及び他の機関と連携し、汚職防止に関する研究、研修、政策の策定、財政支援、技術援助、情報・経験の交換について国際協力を実施する。

¹³⁶ tạo điều kiện

¹³⁷ cam kết

2. 最高人民検察院、最高人民裁判所、司法省、外務省、公安省は、自己の任務・権限の範囲において汚職防止に関する司法共助について国際協力を実施する。

第 91 条. 汚職財産の回収に関する国際協力

1. ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約及びベトナム法令の基本原則との適合に基づいて、ベトナムの管轄を有する機関は、財産の差押え、口座凍結、汚職財産の没収又は回収、その財産の所有者・合法的な管理者への返還において外国の管轄を有する機関と協力する。

2. 最高人民検察院は、刑事訴訟における汚職財産の回収の国際協力に関する中央機関である；汚職財産の回収に関する外国の刑事司法共助の要求を受領、処理し、外国に対して汚職財産の回収に関するベトナムの刑事司法共助の要求を実施するよう提議する。

3. 政府監査院、司法省、外務省及び関連する国家機関は、自己の任務・権限の範囲において汚職財産の回収に関する国際協力について最高人民検察院と連携する責任を有する。

第 9 章

汚職及び汚職防止に関する法令に違反する他の行為の処理

第 1 節. 汚職の処理

第 92 条. 汚職行為のある者の処理

1. 定年退職、退職、転職¹³⁸した者を含め、汚職行為のある者は、いかなる職務、職位を有するにかかわらず、法令の規定に基づいて厳格に処理される。

2. 本法第 2 条に規定する汚職行為のある者は、違反の性質・程度によって法令の規定に基づいて規律処理、行政違反処罰又は刑事責任の追及を受けなければならない。

¹³⁸ chuyển công tác

3. 規律処理を受ける汚職行為のある者が機関・組織・部門の長、副長である場合、規律形式の加重を検討される。

4. 汚職行為のある者は、発覚する前に自発的に申告し、管轄を有する機関に積極的に協力し、損害の制限に貢献し、汚職財産を自発的に引き渡し、汚職行為の結果を克服した場合、法令の規定に基づいて規律形式の減輕、刑事責任の軽減、刑罰の免除又は刑事責任の免除を検討される。

5. 汚職犯罪に関する判決を言い渡された者が幹部・公務員・職員であり、裁判所の判決・決定が法的効力を生じた場合、当然に強制退職させられ、国会議員、人民評議会議員に対しては、当然に国会議員、人民評議会議員の権利を失う。

第 93 条. 汚職財産の処理

1. 汚職財産は、法令の規定に基づいて回収され、所有者・合法的な管理者に返還され又は没収されなければならない。

2. 汚職行為によって生じた損害は克服されなければならない；損害を生じさせた汚職行為のある者が法令の規定に基づいて賠償しなければならない。

第 2 節. 汚職防止に関する法令に違反する他の行為の処理

第 94 条. 機関・組織・部門における汚職防止に関する法令に違反する他の行為の処理

1. 汚職防止に関する法令に違反する他の行為とは、本法第 2 条に規定する場合に属さないものであり、以下のものを含む：

a) 機関・組織・部門の活動における公開、透明化に関する規定の違反；

b) 限度・標準・制度に関する規定の違反；

c) 行動規範に関する規定の違反；

d) 利益相反に関する規定の違反；

d) 職務・権限を有する者の職位の異動に関する規定の違反；

e) 汚職行為の報告義務及び汚職行為の報告処理に関する規定の違反；

g) 財産・収入の開示、増加財産・収入の源の説明における忠実義務に関する規定の違反；

h) 財産・収入の開示の期間に関する規定の違反又は財産・収入の監視に関する他の規定の違反。

2. 本条第1項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号及び h 号のうち一つに規定する行為のある者は、違反行為の性質・程度によって規律処理、行政違反処罰又は刑事責任の追及を受け、損害を生じさせた場合、法令の規定に基づいて賠償しなければならない。

本条第1項 g 号に規定する行為のある者は、本法第51条の規定に基づいて処理される。

3. 規律処理を受ける違反行為のある者が機関・組織・部門の長又は副長である場合、規律形式の加重の適用を検討される。

規律処理を受ける違反行為のある者が政治組織、政治－社会組織、社会組織の構成員である場合、その組織の規約、規程、規定に基づく処理もなされる。

4. 政府は、本条に規定する規律処理、行政違反処罰の詳細を規定する。

第95条. 国家以外の区域の企業・組織における汚職防止に関する法令に違反する他の行為の処理

国家以外の区域の企業・組織は、公開会社、信用組織、政府首相、内務大臣若しくは省級の人民委員会の主席の決定により設立された又は慈善活動のために人民の寄付を募る規約を承認された社会組織であり、本法第80条の規定に違反する場合、違反の性質・程度によって以下のとおりに処理される：

1. 企業、組織が法令の規定に基づいて行政違反処罰を受ける；
2. 企業、組織において管理者の職名・職務を有する者がその企業、組織の規約、規程、規定に基づいて処理される。

企業、組織が管理者の職名・職務を有する者に対して処理の措置を実施しない場合、監査の管轄を有する機関により法令の規定に基づいて名前、住所及び違反行為を公開される。

第 10 章

施行条項

第 96 条. 施行効力

1. 本法は、2019 年 7 月 1 日から施行効力を有する。
2. 法律第 01/2007/QH12 号及び法律第 27/2012/QH13 号に基づいて諸条項を修正・補充された汚職防止法第 55/2005/QH11 号は、本法が施行効力を有する日以降、失効する。

本法は、第 14 期第 6 回ベトナム社会主義共和国の国会によって 2018 年 11 月 20 日に通過した。

国会議長

グエン・ティ・キム・ガン